

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	新十津川町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.shintotsukawa.lg.jp/hotnews/detail/00001547.html">http://www.town.shintotsukawa.lg.jp/hotnews/detail/00001547.html</a>

執行機関名 新十津川町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	新十津川町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(平成16年新十津川町教育委員会規則第1号)による私立幼稚園就園奨励費の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新十津川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(別表第一 第6の項) 新十津川町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(平成16年新十津川町教育委員会規則第1号)による私立幼稚園就園奨励費の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日法律第十八号)第1条	新十津川町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(平成16年5月31日教育委員会規則第1号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、新十津川町が <u>保育料又は入園料</u> (以下「保育料等」という。)の減免をする私立幼稚園の設置者(以下「幼稚園設置者」という。)に対して行う、 <u>私立幼稚園就園奨励費補助金</u> (以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		新十津川町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則 新十津川町長の権限に属する事務の委任に関する規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号	新十津川町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第3条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	補助金の交付を受けようとする幼稚園設置者に対し、申請に係る事実の <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号 イ	新十津川町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者の保護者等に係る <u>市町村民税に関する情報</u>	園児の属する世帯に係る <u>市町村民税に関する情報</u>
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号 ロ	新十津川町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の保護者等に係る <u>住民票に記載された住民票関係情報</u>	園児の属する世帯に係る <u>住民票に記載された住民票関係情報</u>
備考	当該事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により、町長の権限に属する事務について委任を受けている。	